契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（小額随意契約を除く）

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
1	平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事	09B:上下水道施設工事	平野区	日揮(株)	183,600,000	平成26年7月1日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
2	東淀川浄水場配水ポンプ用高圧電動機二次短絡装置補修工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区	（株）明電エンジニアリング西日本	11,880,000	平成26年7月8日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
3	工業用水道臨海住之江幹線（寄波水管橋）1350mm配水管漏水修繕工事	07C:鋼管工事	住之江区	日本ヴィクトリック(株)	14,407,200	平成26年7月9日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
4	此花消防署建設に伴うコンピュータ設備工事	10:電気通信工事	此花区	富士通(株)	2,581,200	平成26年7月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
5	日之出住宅（10号館）外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	東淀川区　鶴見区 住之江区　浪速区	フジテック(株)	154,440,000	平成26年7月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
6	舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	月島機械・メタウォーター・東芝 特定建設工事共同企業体	246,240,000	平成26年7月11日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
7	桜宮配水場回転速度制御設備補修工事	09B:上下水道施設工事	都島区	三菱電機プラントエンジニアリング(株)	11,016,000	平成26年7月14日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
8	西淀工場計装設備整備工事	09C:清掃施設工事	西淀川区	富士電機(株)	10,713,600	平成26年7月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
9	大阪市中央卸売市場本場各所シャッター改修工事	14L:建具工事	福島区	文化シヤッター(株)	1,299,564	平成26年7月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
10	西淀工場焼却設備中間整備工事（その2）	09C:清掃施設工事	西淀川区	（株）タクマ	10,724,400	平成26年7月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
11	平野下水処理場汚泥焼却炉設備保安工事	09B:上下水道施設工事	平野区	メタウォーター(株)	54,000,000	平成26年7月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
12	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	（株）マコト電気	4,266,000	平成26年7月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
13	大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事	09D:機械器具設置工事	福島区	新明和工業(株)	3,564,000	平成26年7月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
14	舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕	09B:上下水道施設工事	此花区	（株）産機テクノサービス	14,796,000	平成26年8月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（小額随意契約を除く）

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
15	西淀工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	西淀川区	（株）日立プラントメカニクス	5,724,000	平成26年8月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
16	真田山加圧ポンプ場夜間休止に伴う既設監視制御設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	天王寺区　東淀川区　住之江区　守口市	三菱電機(株)	23,760,000	平成26年8月6日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
17	平野下水処理場溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	平野区	兵神装備(株)	4,536,000	平成26年8月14日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
18	平野工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	平野区	JFEエンジニアリング（株）	32,400,000	平成26年8月18日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
19	巽配水場外回転速度制御設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	生野区　東淀川区　枚方市	（株）産機テクノサービス	39,960,000	平成26年8月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
20	西淀工場煙道設備及び煙突緊急補修工事	09C:清掃施設工事	西淀川区	（株）タクマ	7,808,400	平成26年8月20日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号及び第5号	K6、K9	－
21	西三国4丁目建設局用地内における環境対策工事（緊急）	02A:建築工事	淀川区	共同建設（株）	15,681,600	平成26年8月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第5号	K8	－
22	（仮称）今宮中学校区小中一貫校体育館等天井改修工事	02A:建築工事	西成区	（株）榎並工務店	19,980,000	平成26年8月22日	地方自治法施行令167条の2第1項第6号	K10	－
23	大阪文化館非常用発電機整備工事	04:電気工事	港区	東芝電機サービス(株)	17,226,000	平成26年8月26日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
24	東淀工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	東淀川区	日立造船(株)	130,464,000	平成26年8月27日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
25	大野下水処理場生物脱臭設備改良工事	09B:上下水道施設工事	西淀川区	三菱化工機(株)	24,948,000	平成26年8月28日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
26	八尾工場焼却設備整備工事	09C:清掃施設工事	八尾市	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	379,080,000	平成26年9月2日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
27	津守下水処理場外4か所監視制御設備外機能追加工事	09B:上下水道施設工事	西成区、天王寺区、北区、福島区、城東区	（株）東芝	208,440,000	平成26年9月3日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
28	此花会館ガス吸収式冷温水機整備工事	05:給排水衛生冷暖房工事	此花区	(株）日立ビルシステム	5,400,000	平成26年9月4日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（小額随意契約を除く）

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由（随意契約理由番号）	WTO
29	心身障がい者リハビリテーションセンター昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	平野区	東芝エレベータ(株)	18,576,000	平成26年9月5日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
30	柴島浄水場揚水ポンプ外整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区　枚方市	(株)日立製作所	55,728,000	平成26年9月5日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
31	今津中住宅(1～3号館)外昇降機設備改修工事	09A:昇降機設置工事	鶴見区　大正区	(株)日立ビルシステム	70,740,000	平成26年9月12日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
32	柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム貯蔵設備外制御盤補修工事	09B:上下水道施設工事	東淀川区、東住吉区	日本電技(株)	10,368,000	平成26年9月12日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
33	大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)清流メンテナンス	17,064,000	平成26年9月16日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
34	咲くやこの花館中央監視設備改修工事	04:電気工事	鶴見区	三菱電機(株)	21,924,000	平成26年9月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
35	大阪市中央卸売市場南港市場副産物処理ドライメルターその他改修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	関西ティーイーケィ(株)	10,476,000	平成26年9月17日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
36	庭窪浄水場外自家発電設備整備修繕	09B:上下水道施設工事	守口市、住之江区	(株)産機テクノサービス	28,080,000	平成26年9月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
37	柴島浄水場洗浄排水ポンプ整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)電業社機械製作所	31,860,000	平成26年9月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
38	庭窪浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う既設監視制御設備改造工事	09B:上下水道施設工事	守口市	(株)日立製作所	28,080,000	平成26年9月22日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
39	柴島浄水場洗浄排水ポンプ用高圧電動機整備修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)明電エンジニアリング西日本	4,320,000	平成26年9月26日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	－
40	大阪市教育センターエレベータ改修工事	09A:昇降機設置工事	港区	フジテック(株)	20,952,000	平成26年9月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－
41	南港管路輸送施設ローカルドラム補修工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	富士車輌(株)	4,294,080	平成26年9月29日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	－

随 意 契 約 理 由 書

1 工 事 名 称

平野下水処理場汚泥溶融炉設備整備工事

2 契約の相手方

日　揮　㈱

3 随意契約理由

今回工事を行う汚泥溶融炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを溶融するための設備であり、汚泥溶融炉設備の安定した性能維持のため必要となる整備を行うものである。

当該下水処理場の汚泥溶融炉設備はプラントメーカーである日揮（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、その技術については特許権など当該プラントメーカーが有している。整備工事については、汚泥溶融炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥溶融炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。また、下水処理事業の性質上、設備の停止期限が限定されるため、短期間で工事を施工する必要がある。このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備を施工した会社以外は、当該下水処理場の汚泥溶融炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥溶融炉、排ガス処理設備等の設備全体の性能、作動状態等について、保証することが困難であり、汚泥溶融炉設備全般に一貫して責任を持たせることが出来る業者は日揮（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第２号

5 担当部署

建設局　南部方面管理事務所設備課　（電話番号070-6523-6743）

随意契約理由書

1　案件名称

東淀川浄水場配水ポンプ用高圧電動機二次短絡装置補修工事

2　契約の相手方

（株）明電エンジニアリング西日本

3　随意契約理由

本工事は、東淀川浄水場（柴島浄水場構内）に設置している配水ポンプ１号用高圧電動機二次短絡装置の補修を行い、機能回復を図るものである。

当該高圧電動機は、（株）明電舎が独自に設計、製作したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事ができる業者は（株）明電舎から当該装置の保守点検サービス、改造、修理等のメンテナンス事業を移管されている（株）明電エンジニアリング西日本のみである。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令 第２１条の１４ 第１項 第２号

5　担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号 06-6815-2403)

随意契約理由書

1　案件名称
工業用水道　臨海住之江幹線（寄波水管橋）1350㎜配水管漏水修繕工事

2　契約の相手方
日本ヴィクトリック（株）

3　随意契約理由
本工事は、住之江区南港地区への工業用水の配水を担う重要管路である臨海住之江幹線（寄波水管橋）1350㎜ 配水管の伸縮継手部で漏水が判明し、給水区域の特性上長期断水は市民生活に甚大な影響を及ぼすため、外側から配水管の修繕工事を行うものである。
本伸縮継手は日本ヴィクトリック（株）が製造したもので、既設伸縮機能を損なうことなく施工を行うにあたっては、製造業者が保有する独自技術や製作図等が必要となり、その他の業者では製造することができない。
さらに、既設の伸縮継手を新たな伸縮継手で覆う方法となることから、既設管路と伸縮継手が一体となって、伸縮機能を発揮させる必要があり、上記業者以外のものに施工させた場合、既設部分の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確となるなど、著しい支障を生じる恐れがあるだけでなく、機能保証が受けられなくなる。
以上のことから、本工事を実施できる唯一の業者は日本ヴィクトリック（株）のみである。

4　根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署
水道局工務部配水課（電話番号０６－６６１６－５５７４）

随意契約理由書

1　案件名称
　此花消防署建設に伴うコンピュータ設備工事

2　契約の相手方
　富士通㈱

3　随意契約理由
　本工事は此花消防署設置の消防情報システム署所端末機器を庁舎建設工事に伴い、新築された庁舎の各室へ設置するものである。
　消防情報システム署所端末機器は、災害出場用に出場隊のランプ制御や出場トーン制御などを司る機器で、本機器の接続処理を行うには製造者しか知りえない端末機器の知識や技術などが必要である。
　上記業者は、消防情報システム署所端末機器の製造者で、端末機器の専門的知識や技術に対応する技術資料及び技術者を保有し、施工ができる唯一の業者である。
　よって、上記業者と契約を締結する。

4　根拠法令
　地方自治法施行令第167条の2　第1項第2号

5　担当部署
　消防局警防部警防課（情報システム）　　（電話番号　06-4393-6573）

5

随意契約理由書

1　案件名称

日之出住宅（10号館）外昇降機設備改修工事

2　契約の相手方

フジテック（株）

3　随意契約理由

本工事は、フジテック（株）の製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたってはフジテック（株）にて製作している機器を使用しなければならない。

入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者であるフジテック（株）と契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5　担当部署

都市整備局住宅部保全整備課（電話番号 06-6208-7835）

随意契約理由書

1　工事名称：舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事

2　契約相手方：　月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

3　随意契約理由：

今回整備工事をおこなう汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融施設としてわが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、施設の建設に当たっては機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼動するものであるが、施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、これらを整備するためには、共同企業体のみが保有するプラント設計の考え方を十分に反映させることが不可欠であり、実施にあたっても共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっている。さらには、主要部品についても共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発されたものである。また点検整備後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター（株）」は、日本碍子（株）の事業継承会社であり本件に必要となる技術を有するものである。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2　第 1 項第 2 号

5　担当部署

建設局　北部方面管理事務所　舞洲スラッジセンター

（電話番号：06－6460－2830）

随意契約理由書

1　案件名称
桜宮配水場回転速度制御設備補修工事

2　契約の相手方
三菱電機プラントエンジニアリング（株）

3　随意契約理由
本工事は、桜宮配水場に設置している回転速度制御設備の補修を行うものである。
当該設備は、三菱電機（株）が独自に設計、製作したものであり、補修工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門知識と技術が必要である。
また、補修工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本補修工事ができる業者は、三菱電機（株）より同社の回転速度制御設備の補修工事を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング（株）のみである。

4　根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号０６－６８１５－２４０２）

随意契約理由書

1　案件名称

西淀工場計装設備整備工事

2　契約の相手方

富士電機（株）

3　随意契約理由

当工場の電気計装設備は、富士電機（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。本工事については、電気計装設備が有する特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の電気計装設備を施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士電機（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局西淀工場　（電話番号０６－６４７２－３０００）

随意契約理由書

1　案件名称

大阪市中央卸売市場本場各所シャッター改修工事

2　契約の相手方

文化シヤッター㈱

3　随意契約理由

本工事は、中央卸売市場本場内に設置しているシャッターの部品の破損、劣化、作動不具合による部品交換・調整を行うものである。

本工事対象シャッターは、文化シャッター株式会社が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の規格を熟知していると共に、純正部品と専門技術及び知識が必要であり、純正部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図ることができるのは、当該シャッターの構造を熟知している文化シヤッター㈱のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7965）

随意契約理由書

1　案件名称

西淀工場焼却設備中間整備工事（その２）

2　契約の相手方

（株）タクマ

3　随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、２４時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）タクマのみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局施設部西淀工場　（電話番号０６－６４７２－３０００）

随意契約理由書

1．工事名称

平野下水処理場汚泥焼却炉設備保安工事

2．契約の相手方

メタウォーター（株）

3．随意契約理由

今回工事を行う汚泥焼却炉設備は、平野下水処理場及び東部管内の発生汚泥を脱水処理したケーキを焼却するための設備であるが、平成２６年３月３１日に使用を停止しており、その停止に伴う各種関係法令に対する廃炉措置及び、臭気対策に必要な残留物の除去等の保安工事を行うものである。

当該下水処理場の汚泥焼却炉設備はプラントメーカーである日本碍子（株）において独自の技術により一括責任施工で竣工したものであり、保安工事については、長期間停止に伴う、安全面・臭気対策等の観点から、汚泥焼却炉設備の特質を理論的・経験的に十分把握している必要があり、汚泥焼却炉設備全体の相互関係、構造及び性能の特質等を熟知した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該下水処理場の汚泥焼却炉設備を施工した業者以外は、当該下水処理場の汚泥焼却炉設備に対する技術面に不明の点が多く、かつ汚泥焼却炉、排ガス処理設備等の設備全体の保安措置について、一貫して責任を持たせることが困難である。

なお、日本碍子（株）は、平成１９年４月の分社化により当該設備に関する事業を㈱NGK水環境システムズに継承した。さらに、平成２０年４月には、富士電機水環境システムズ（株）との合併によりメタウォーター（株）が設立され、事業継承している。

以上のことから、今回工事を施工できるのはメタウォーター（株）のみである。

4．根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項第２号

5．担当部署

建設局　南部方面管理事務所設備課（電話番号 070-6523-6743）

随意契約理由書

1　修　繕　名　称　　舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕

2　契 約 相 手 方　　㈱マコト電気

3　随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転監視制御するために重要な役割を持つ設備であるが、日常運転における重要な制御信号の確保と、測定装置としての高い信頼性を維持させるため　機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本装置は、（株）堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている（株）マコト電気のみである。

4　根　拠　法　令　　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担　当　部　署　　建設局　北部方面管理事務所　舞洲スラッジセンター

（電話番号　０６－６４６０－２８３０）

随　意　契　約　理　由　書

1　案件名称

大阪市中央卸売市場本場塵芥処理機械設備補修工事

2　契約の相手方

新明和工業(株)

3　随意契約理由

本工事は、場内の良好な衛生環境を維持する為、点検結果に基づき、市場棟内に設置している塵芥処理機械設備の部品交換等による補修を行うものである。

本工事対象設備は、新明和工業（株）が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当（電話番号 06-6469-7969)

随 意 契 約 理 由 書

1　修　繕　名　称　　　舞洲スラッジセンター脱水系電気設備修繕

2　契 約 相 手 方　　（株）産機テクノサービス

3　随意契約理由

今回修繕する脱水系電気設備（受変電設備、計装設備、監視制御設備）は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備を安定稼動させるために重要な役割を持つ設備であり、受変電設備は、日常運転における重要な動力源の確保として高い信頼性を維持させるため、また、計装設備並びに監視制御設備は、汚泥脱水設備及び脱水分離液処理設備の日常における重要な制御信号の確保と、運転監視制御における高い信頼性を維持させるため　機能が低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、（株）日立製作所並びに（株）日立ハイテクコントロールシステムズが設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、受変電設備、計装設備及び監視設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、制作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている（株）産機テクノサービスのみである。

4　根　拠　法　令　　　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担　当　部　署　　　建設局　北部方面管理事務所　舞洲スラッジセンター
（電話番号　０６－６４６０－２８３０）

随意契約理由書

1　案件名称

西淀工場クレーン設備整備工事

2　契約の相手方

（株）日立プラントメカニクス

3　随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設に含まれるものであり、２４時間連続で稼働している。クレーン設備は、じん芥クレーンと灰クレーン設備があり、じん芥クレーンは焼却炉にごみを供給するため使用するものであり、灰クレーンは灰をトラックに積み込むのに使用している。設備を構成する機器は機械的な運動による部材の摩耗や部品が経年劣化する状況の下、消耗部品等を定期的に交換することにより機器の性能や能力を維持し、クレーン設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、（株）日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した（株）日立プラントメカニクスのみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局施設部西淀工場　（電話番号０６－６４７２－３０００）

随意契約理由書

1　案件名称

真田山加圧ポンプ場夜間休止に伴う既設監視制御設備改造その他工事

2　契約の相手方

三菱電機（株）

3　随意契約理由

本工事は、真田山加圧ポンプ場夜間休止に伴い既設監視制御設備の改造並びに庭窪浄水場監視制御設備改良に伴い既設配水情報システムの改造を行うものである。

これらの機器は三菱電機（株）が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である三菱電機（株）以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは三菱電機（株）のみである。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署

水道局工務部施設課　（電話番号　０６－６６１６－５５４２）

随意契約理由書

1　案件名称　　平野下水処理場溶融炉棟ケーキ移送ポンプ修繕

2　契約の相手方　　兵神装備㈱

3　随意契約理由　　今回修繕するケーキ移送ポンプは、汚泥受入槽から切出機で排出された汚泥ケーキを乾燥機に移送するためのものであるが、経年劣化によるステータ等の構成部品の損傷により送泥機能が著しく低下し、運転に支障をきたしているため修繕するものである。

本設備は兵神装備㈱が設計製作したものであり、取替部品は他社では製作していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は兵神装備㈱のみである。

4　根拠法令　　地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5　担当部署　　建設局南部方面管理事務所設備課
(電話番号 070-6523-6743)

随意契約理由書

1　案件名称

平野工場焼却設備中間整備工事

2　契約の相手方

ＪＦＥエンジニアリング（株）

3　随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、２４時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、ＪＦＥエンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したＪＦＥエンジニアリング（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局施設部平野工場　（電話番号０６－６７０７－３７５３）

随意契約理由書

1　案件名称
巽配水場外回転速度制御設備整備修繕

2　契約の相手方
（株）産機テクノサービス

3　随意契約理由
本修繕は、巽配水場、柴島浄水場第２配水ポンプ場及び楠葉取水場に設置している回転速度制御設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
当該回転速度制御設備は、（株）日立製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。
また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、（株）日立製作所より整備修繕を移管されている（株）産機テクノサービスのみである。

4　根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号０６－６８１５－２４０２）

随 意 契 約 理 由 書

1　案件名称

　　西淀工場煙道設備及び煙突緊急補修工事

2　契約の相手方

　　（株）タクマ

3　随意契約理由

　西淀工場煙道設備は、ごみ焼却時に発生した燃焼排ガスを排ガス処理設備等へ導き処理した排ガスを煙突より排出するための設備である。

　今回、煙道設備及び煙突付近の内面に錆が発生しており、炉立ち上げ時には急激な風量変化により、錆が剥離して煙突より飛散することから炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

　当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来たすことが懸念される。当局の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性をもはらんでおり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

　このため、煙道設備及び煙突の補修工事を緊急に実施する必要がある。

　本設備は、（株）タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

　また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した（株）タクマのみである。

4　根拠法令

　　地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号及び第５号

5　担当部署

　　環境局施設部西淀工場　（電話番号０６－６４７２－３０００）

2-1

随意契約理由書

1　工事名称

西三国４丁目建設局用地内における環境対策工事（緊急）

2　契約相手方

共同建設（株）

3　随意契約理由

当該場所は昭和33年市道淀川区1312号線の拡幅用地として大阪府より無償譲渡を受けた市有地内にある塀状構造物（もと建築物の壁と思われる）の壁面上であり、今回発見されたアスベスト吹付け材は建物内ではなく、屋外の塀状のものに吹き付けられた状況で発見され、また、その面はマンション側に向けて位置している。

今回実施したサンプルの分析結果から、含有率の高い青石綿：クロシドライトであることが判明しており、今回の浮遊アスベスト濃度は0.17～0.39本／リットルで基準値（10本／リットル）を下回っているものの「大阪市アスベスト方針」において定められた「露出した吹付けアスベスト及びアスベストを含有する露出した吹付けロックウールは、原則として除去する」に従い、飛散防止対策としての吹付け材の除去工事を行う必要がある。

また、当該場所は露出しているため、最近の天候状況から風雨にさらされておりアスベスト材の飛散をいかに素早く防止し周辺住民の健康不安解消及び環境対策としても緊急性を要するものである。

なお、業者選定にあたっては、大阪市入札参加有資格者のうち吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術を有している業者のなかから、迅速な資機材の調達及び施行体制の確保が可能な業者である上記業者に随意契約を行う。

4　法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第5号

5　担当部署

建設局道路部道路課（電話番号：06-6615-6783）

随意契約理由書

1 案件名称

（仮称）今宮中学校区小中一貫校体育館等天井改修工事

2 契約の相手方

（株）榎並工務店

3 随意契約理由

（仮称）今宮中学校区小中一貫校においては、現在、平成25年9月26日～平成27年7月31日を工事期間として「（仮称）今宮中学校区小中一貫校整備工事」が施工中である。

本工事は、（仮称）今宮中学校区小中一貫校の体育館及び格技室の天井改修を行うものである。本来、「整備工事」の内容に含めて発注するべき内容の工事であるが、次の理由により「整備工事」には含まれていない。

天井改修工事については、天井耐震化対策に係る具体的な技術基準や手引が平成25年8月初めにようやく文部科学省から出され、この中で、平成27年度までの速やかな対策の実施が要求されたことから、「整備工事」が公告された平成25年6月24日時点においては工事の必要性が把握できなかった。

しかしながら、本工事は（仮称）今宮中学校区小中一貫校の敷地内の工事であり、かつ地元との調整の結果、同一の工事進入口から出入りする必要があるなど、本工事と現在施工中の「整備工事」は施工上密接に関係しており、平成27年4月1日の開校までの限られた期間に同一箇所の工事を行うことから施工責任の一元化を図るためにも同一業者において施工させる必要がある。

さらに、同一業者において施工した場合、工事期間の短縮に加え、工事場所、進入路及び資材置場が本工事と重複していることから、工事の安全・円滑かつ適切な施工の確保が図られる。

よって、上記相手方に随意契約を行うものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

都市整備局 公共建築部 企画設計課 企画設計グループ

（電話番号 06-6208－9335）

随意契約理由書

1　案件名称
大阪文化館非常用発電機整備工事

2　契約の相手方
東芝電機サービス株式会社

3　随意契約理由
本工事は、非常用発電機の発電機及び同制御盤の分解整備（部品取替えを含む）を行うものである。
本施設の発電機及び同制御盤の製作は、株式会社東芝が行っており、分解整備時における部品等の組立調整には、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要である。また、同一規格で品質管理が十分に行われた製作会社の純正部品で取替えることが、機器の性能を発揮するうえで不可欠である。さらに、分解整備後の一貫した責任と性能についての保障を持たせる必要があるため、分解整備は製作会社にしか行えない。
以上のことから、分解整備が行える業者は、株式会社東芝から事業移管をされている唯一の業者である、東芝電機サービス株式会社だけであるので、上記業者に随意契約を依頼するものである。

4　根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5　担当部署
港湾局計画整備部設備担当(電気)（電話番号　06 - 6568 - 9091）

随意契約理由書

1　案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2　契約の相手方

日立造船（株）

3　随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、２４時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局施設部東淀工場　（電話番号　０６－６３２７－４５４１）

随意契約理由書

1　案件名称

大野下水処理場生物脱臭設備改良工事

2　契約の相手方

三菱化工機（株）

3　随意契約理由

今回改良する生物脱臭設備は、１～４汚泥濃縮槽設備および汚泥前処理設備から発生する臭気を脱臭するための設備である。本設備は、設置後２０年以上が経過し、構成部品及び給水ユニットの故障が頻発しており、悪臭防止法の規制基準の達成が難しくなってきているため、改良を行うものである。

本設備は、三菱化工機（株）が設計製作したもので、既設備に適合する機器の選定、それらの組み合わせ並びに調整など、製作会社独自の技術を必要とし、取替部品も他社で製作していない。

また、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本改良を行える業者は、製作会社である、三菱化工機（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２　第１項　第２号

5　担当部署

建設局　北部方面管理事務所　設備課（０６－６４６２－１５１９）

随意契約理由書

1　案件名称

八尾工場焼却設備整備工事

2　契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3　随意契約理由

今回整備工事を行う八尾工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、２４時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では、整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫して責任と性能について保証を持たせる必要がある。

この条件を満たすのは本設備を設計･施工した三菱重工業（株）であるが、現在、三菱重工業（株）は事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境･化学エンジニアリング（株）に統合して事業を実施している。

以上から、本工事を実施できるのは、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局八尾工場（ＴＥＬ：０７２－９２３－４２２６）

随意契約理由書

1．工　事　名　称：　津守下水処理場外４か所監視制御設備外機能追加工事

2．契約相手方：　（株）東芝

3．随意契約理由：

本工事は、津守下水処理場外４か所で別途施工される電気設備工事等に必要となる監視機能等を、既設監視制御設備並びに既設配電盤に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する設備は、（株）東芝が設計製作施工したもので操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。さらに、施工をする際には既設設備の機能を保障させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更等などの機能追加を行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら施工及び機能追加をさせるため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、（株）東芝のみである。

4．根　拠　法　令：地方自治法施行令第167条の2　第1項第2号

5．担　当　部　署：建設局下水道河川部設備課（電話番号 06-6615-7895）

随意契約理由書

1　案件名称

此花会館　ガス吸収式冷温水機整備工事

2　契約の相手方

(株)　日立ビルシステム

3　随意契約理由

此花会館の地下2階に設置されているガス吸収式冷温水機は、(株) 日立製作所製・現在の日立アプライアンス (株) 製である。本体の整備(燃焼装置その他部品の取換え等)にあたっては、製造者独自の技術による機器構造、使用部品等を十分に把握したうえで行われなければならない。

このため、本機器を製造した会社以外では整備技術面の対応が不可能であり、他の既存機器等に著しい支障を及ぼす可能性が有ることや部品等の取替後の性能、作動状態、対寿命に対して保証ができない事等から、本業務に対して一貫して責任を持たせる必要がある。

以上のことから、本機器の整備が行えるのは、製造者である日立アプライアンス (株) から整備工事を移管されている (株) 日立ビルシステムのみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局　施設部　建設企画課　（電話番号　０６－６６３０－３３８４）

随意契約理由書

1　案件名称

心身障がい者リハビリテーションセンター昇降機設備改修工事

2　契約の相手方

東芝エレベータ(株)

3　随意契約理由

本工事は、東芝エレベータ(株)の製作・施工により、心身障がい者リハビリテーションセンターに設置された昇降機の改修工事を行うものである。

制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策などを行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては東芝エレベータ(株)にて製作している機器を使用しなければならない。

施設利用者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である東芝エレベータ(株)と契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号　06-6633-2331）

随意契約理由書

1　案件名称
柴島浄水場揚水ポンプ外整備修繕

2　契約の相手方
（株）日立製作所

3　随意契約理由
本修繕は、柴島浄水場に設置している揚水ポンプ及び取水ポンプ並びに楠葉取水場に設置している取水ポンプ及び逆止め弁の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。
当該ポンプ設備は、（株）日立製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、ポンプ設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。
また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は、（株）日立製作所のみである。

4　根拠法令
地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署
水道局工務部施設保全センター（電話番号０６－６８１５－２４０２）

随意契約理由書

1　案件名称

今津中住宅（1～3号館）外昇降機設備改修工事

2　契約の相手方

㈱日立ビルシステム

3　随意契約理由

本工事は、㈱日立ビルシステムの製作・施工により、市営住宅に設置された昇降機の改修工事を行うものである。
制御方式の中枢である制御盤等の取替え並びに耐震対策など行うにあたって、一部の機器は既設製品を調整・再使用する必要があり、取替えにあたっては㈱日立ビルシステムにて製作している機器を使用しなければならない。
入居者の利便性を確保しながら、的確で安全な昇降機設備の改修を行うには、製造者独自のノウハウ、各装置の役割・構造・動作など製造者しか知りえない独自の知識や技術が必要であり、その知識や技術を熟知している唯一の業者である㈱日立ビルシステムと契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の2第1項第2号

5　担当部署

都市整備局住宅部保全整備課 （電話番号　06-6208-7835）

随意契約理由書

1　案件名称
　柴島浄水場次亜塩素酸ナトリウム貯蔵設備外制御盤補修工事

2　契約の相手方
　日本電技（株）

3　随意契約理由
　本工事は、柴島浄水場の高度浄水処理棟に設置している次亜塩素酸ナトリウム貯蔵設備制御盤、次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ設備制御盤及びかせいソーダ注入ポンプ設備制御盤並びに長居配水場に設置している次亜塩素酸ナトリウム注入ポンプ設備制御盤の補修を行い、機能回復を図るものである。

　当該制御盤は、日本電技（株）が独自に設計、製作したものであり、工事による部品等の交換や試験調整により機器の動作確認や機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

　また、工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本工事ができる業者は日本電技（株）のみである。

4　根拠法令
　地方公営企業法施行令 第２１条の１４ 第１項 第２号

5　担当部署
　水道局工務部施設保全センター　（電話番号０６－６８１５－２４０３）

随意契約理由書

1　案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 汚水処理設備改修工事

2　契約の相手方

（株）清流メンテナンス

3　随意契約理由

本工事は、と畜解体業務で発生する汚水について、適切な水処理をおこない、適正な水質で下水放流する汚水処理プラントの余剰汚泥引抜装置の設置及びＤＯ自動制御設備その他改修に伴うプラント全体の試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該プラントについては、建設時よりすべて（株）セキスイエンバイロメント（現積水アクアシステム（株））が設計・施工している。

しかし、同社は、当該プラントにかかる保守及び維持管理にかかる業務、改修工事に関しては一切行っておらず、それらの業務に関しては、すべて（株）清流メンテナンスに移管している。

（株）清流メンテナンスは、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを積水アクアシステム（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能である。本工事は制御盤等の一部の既設機器の改造・再調整等が必要であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）清流メンテナンスのみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号０６－６６７５－２０１５）

随意契約理由書

1　案件名称

咲くやこの花館中央監視設備改修工事

2　契約の相手方

三菱電機（株）

3　随意契約理由

本工事は、咲くやこの花館の中央監視設備（三菱電機（株）製）の一部である受配電中央監視盤と熱源監視盤を改修するものである。

当該機器については、上記業者が製造・施工したものであり、改修工事にあたっては、製造者のみが有する、当該機器の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠である。

また、本工事で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要がある。

上記の理由により本工事を実施できるのは、三菱電機（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

都市整備局公共建築部施設整備課（電話番号　06-6633-2331）

随意契約理由書

1　案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 副産物処理ドライメルターその他改修工事

2　契約の相手方

関西ティーイーケィ（株）

3　随意契約理由

本工事は、と畜解体後に発生する副産物（骨、動物性油脂）処理プラントのドライメルターその他の部品取替と部品取替に伴うプラント全体の試運転と総合調整をおこなうものであるが、当該プラントについては、建設時よりすべて東レエンジニアリング（株）が設計・施工している。

よって、同社でなければ構造を把握できない部分や、調達できない部品等が多くあり、製造者以外では施工できない。

しかし、同社は、当該プラントにかかる業務そのものを関西ティーイーケィ（株）に移管し、当該プラントにかかる業務を平成１７年に撤退した。

関西ティーイーケィ（株）は、当該プラントについての図面及び設計施工管理ノウハウを東レエンジニアリング（株）より引き継ぎ、システム及び現場実状を詳細に熟知しており、当該業者でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は関西ティーイーケィ（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号０６－６６７５－２０１５）

随意契約理由書

1　案件名称

庭窪浄水場外自家発電設備整備修繕

2　契約の相手方

（株）産機テクノサービス

3　随意契約理由

本修繕は、庭窪浄水場及び住之江配水場に設置している自家発電設備の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該自家発電設備は、（株）日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

当該自家発電設備の修繕は、（株）日立製作所から（株）産機テクノサービスに移管されているため、本修繕ができる業者は（株）産機テクノサービスのみである。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号０６－６８１５－２４０３）

随意契約理由書

1　案件名称

柴島浄水場洗浄排水ポンプ整備修繕

2　契約の相手方

（株）電業社機械製作所

3　随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場構内第２浄水管理場地下１階に設置している洗浄排水ポンプの整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該設備は、（株）電業社機械製作所が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、ポンプ設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は（株）電業社機械製作所のみである。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令　第21条の14　第１項　第２号

5　担当部署

水道局　工務部　施設保全センター（TEL06-6815-2402）

随意契約理由書

1　案件名称

庭窪浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴う既設監視制御設備改造工事

2　契約の相手方

（株）日立製作所

3　随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場揚水ポンプ回転速度制御設備設置に伴い既設監視制御設備の改造を行うものである。

これらの機器は（株）日立製作所が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である（株）日立製作所以外では改造を行うことができない。

また、既設製造業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは（株）日立製作所のみである。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令第２１条の１４第１項第２号

5　担当部署

水道局工務部施設課　（電話番号　０６－６６１６－５５４２）

随意契約理由書

1　案件名称

柴島浄水場洗浄排水ポンプ用高圧電動機整備修繕

2　契約の相手方

（株）明電エンジニアリング西日本

3　随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場構内第２浄水管理場地下１階に設置している洗浄排水ポンプ用高圧電動機の整備修繕を行い、機能の回復を図るものである。

当該電動機設備は、（株）明電舎が独自に設計、施工したものであり、修繕による部品等の交換、試験調整による機器の動作確認や機能保証を行うには、電動機設備の構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は（株）明電舎からメンテナンス業務を移管されている（株）明電エンジニアリング西日本のみである。

4　根拠法令

地方公営企業法施行令　第21条の14　第1項　第2号

5　担当部署

水道局　工務部　施設保全センター（TEL06-6815-2402）

随 意 契 約 理 由 書

1　案件名称

大阪市教育センターエレベータ改修工事

2　契約の相手方

フジテック株式会社

3　随意契約理由

当該エレベーターは、昭和５８年４月にフジテック株式会社が設置したものであり、その構造、性能、内容等について熟知しており、製造工程、保守点検や故障等の対応についての責任を明確にするため、設置時から保守点検業務を委託している。

今回の改修工事は、上記業者が設置した塔内のカゴ、レール、ウエイトや緩衝器、乗場の三方枠や敷居などの既存設備と機械室の巻上機、モータ、調速機や制御盤、塔内のカゴ内天井や操作盤等の取替の組み合わせにより確立する工事である。

そのため、当該エレベーターの既存設備を活用した改修工事ができる業者は、上記業者しかなく、製造者独自のノウハウや機器技術にも精通し、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる同社と契約を締結する。

4　根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の２ 第１項第２号

5　担当部署

教育委員会事務局　大阪市教育センター　管理担当

（電話番号 ０６－６５７２－０２６３）

随意契約理由書

1　案件名称

南港管路輸送施設ローカルドラム補修工事

2　契約の相手方

富士車輌（株）

3　随意契約理由

管路輸送事業については、南港ポートタウンにおいて、ごみを各家庭から中継センターまで輸送する事業であり、住民にとって利便性があり、かつ衛生的であるもので、支障を来すことなく、適切に運転・維持管理する必要がある。

住宅内のごみ投入口下部に設置したローカルドラム等各設備は、富士車輌（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本工事については、管路輸送設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

また、施工中は、住民のごみ投入が不可能となるため、短期間で補修を完了しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該施設のローカルドラム等各設備を設計・施工した会社以外では、本工事に対して技術の対応が不可能であり、設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は富士車輌（株）のみである。

4　根拠法令

地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号

5　担当部署

環境局施設部施設管理課南港管路輸送センター（電話番号０６－６６12－４９８１）